

Opening Remarks

埼玉医科大学
腎臓内科

岡田浩一



COI 開示

講演者名： 岡田 浩一

医学系研究倫理講習 受講済

役職・顧問職：なし

株式保有：なし

特許使用料：なし

産学連携活動：武田薬品、中外製薬、鳥居薬品、アステラス、
ファイザー、ベーリンガー、協和キリン、
大塚製薬、MSD、塩野義、ノバルティス、
大日本住友、田辺三菱、第一三共

原稿料：なし

慢性腎臓病（CKD）の定義

① 尿異常，画像診断，血液，病理で腎障害の存在が明らか

—特に蛋白尿の存在が重要—

② $\text{GFR} < 60 \text{ mL /min/1.73 m}^2$

①，②のいずれか，または両方が3か月以上持続する

個々の原因疾患にこだわらない、慢性腎臓病の総称
末期腎不全と心血管病のリスク因子として早期介入を！

推計CKD患者数

約1,330万人

※成人の8人に1人に該当



約2,000万人?

(CKD診療ガイド2024)

※成人の5人に1人に該当

透析治療を受けている患者数

約34万人

腎臓病の年間医療費*

約1.5兆円

CKD未診断の割合**

ステージ 3a : 95.0%

ステージ 3b : 68.4%

ステージ 4 : 26.7%

*糸球体疾患、腎尿細管間質性疾患及び腎不全の年間医療費

**JMDCのデータベースにて、eGFRによりCKDと定義された患者のうち、CKDに関連する診断コードがなかった患者の割合

CKD: chronic kidney disease eGFR: estimated glomerular filtration rate

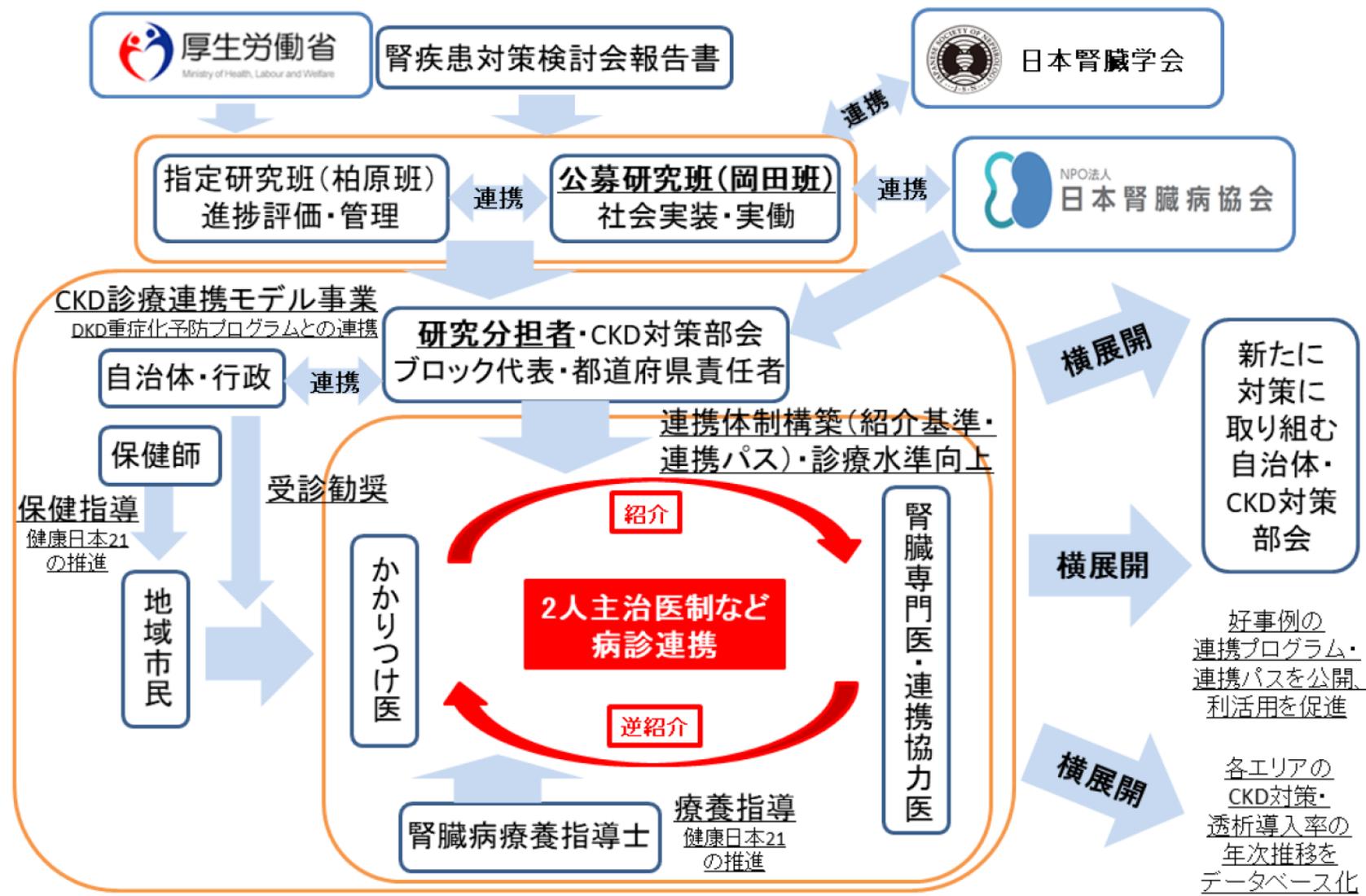
日本腎臓学会:CKD診療ガイド2012, 東京医学社, 2012

新田 孝作ほか, 日本透析医学会雑誌, 2020; 12: 579-632 doi: 10.4009/jjst.53.579.

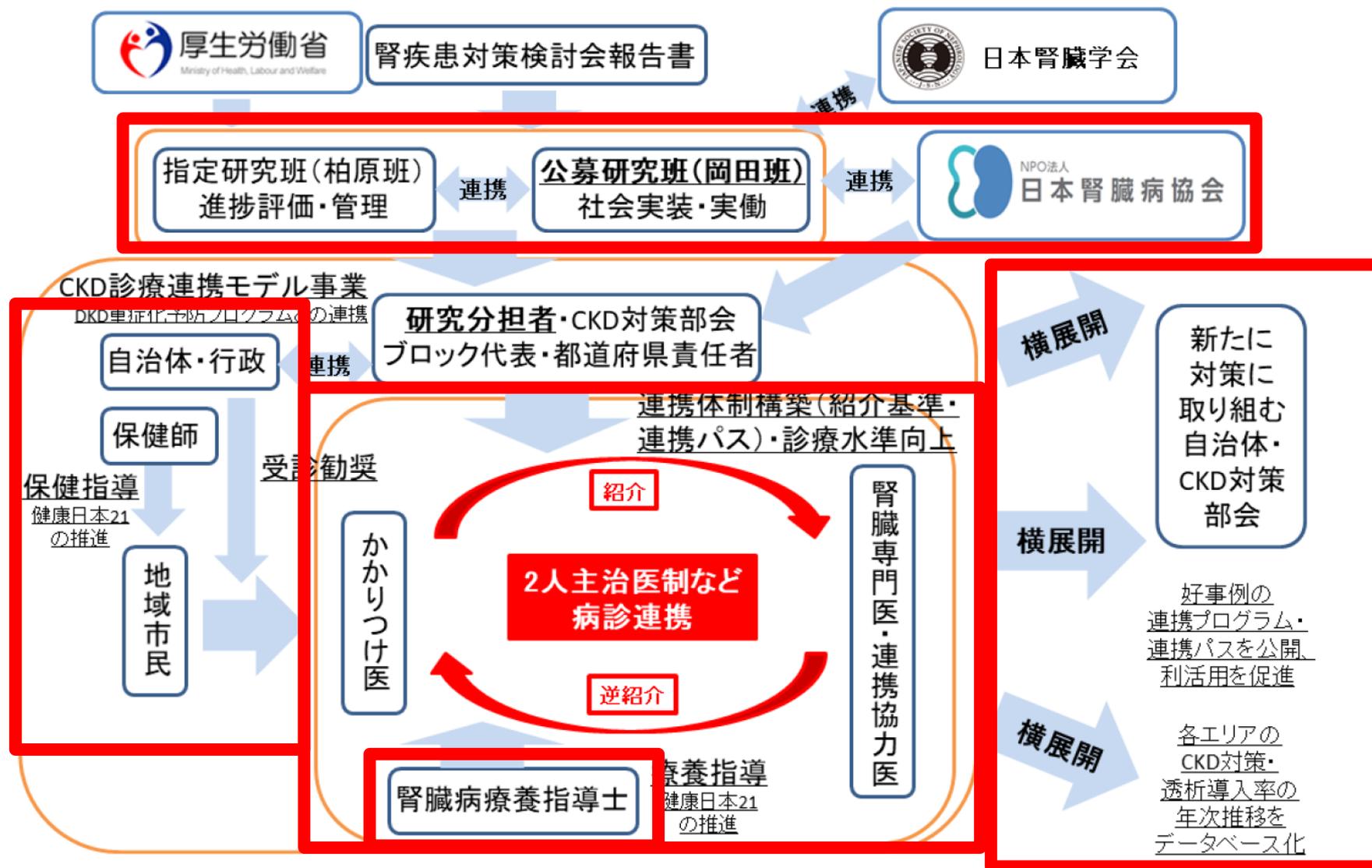
厚生労働省:平成26年度 国民医療費の概況, 2016

Kimura T. et al. Kidney Int Rep. 2020; 5: 694-705 doi: 10.1016/j.ekir.2020.03.006. より作図

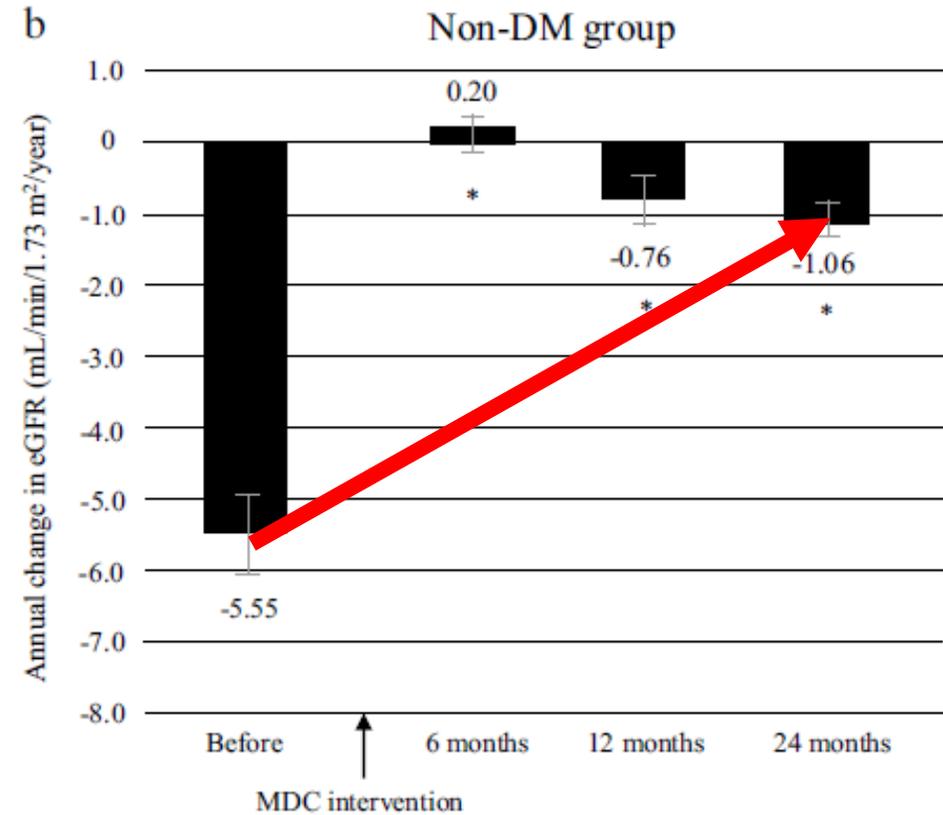
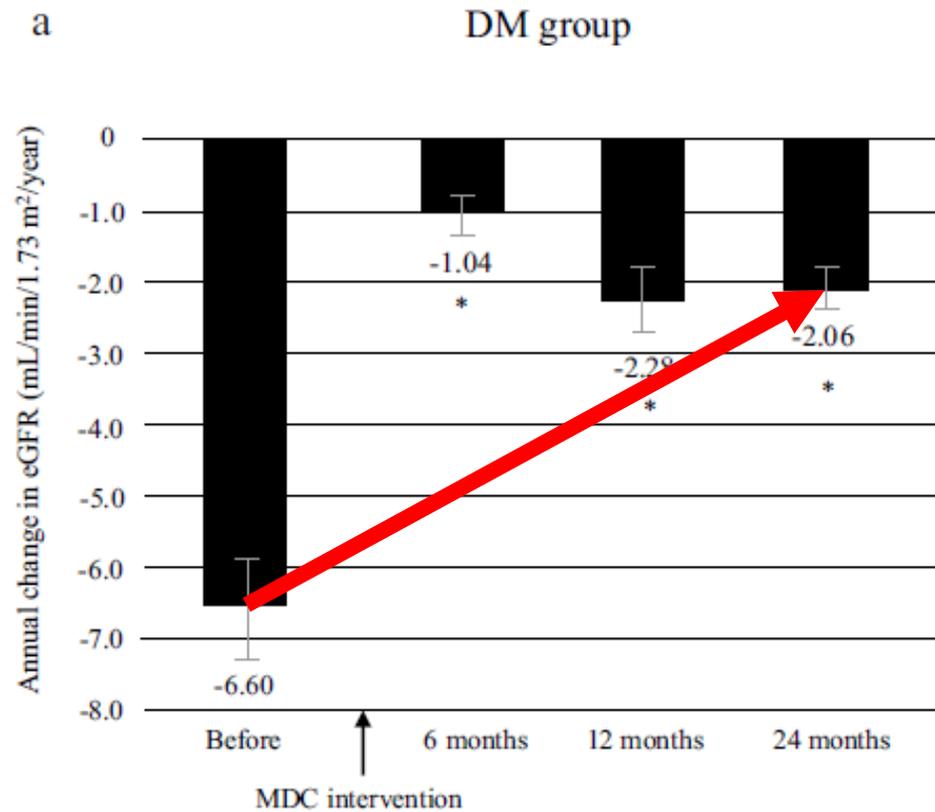
腎疾患対策検討会報告書(2018)に沿った日本のCKD対策の全体像



腎疾患対策検討会報告書(2018)に沿った日本のCKD対策の全体像



チームアプローチとDKD/CKD



慢性腎臓病の透析予防指導管理の評価の新設

慢性腎臓病の透析予防指導管理の算定要件及び施設基準

- 慢性腎臓病の患者に対して、透析予防診療チームを設置し、日本腎臓学会の「エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン」等に基づき、患者の病期分類、食塩制限及び蛋白制限等の食事指導、運動指導、その他生活習慣に関する指導等を必要に応じて個別に実施した場合の評価を新設する。

(新) 慢性腎臓病透析予防指導管理料

1 初回の指導管理を行った日から起算して1年以内の期間に行った場合	300点
2 初回の指導管理を行った日から起算して1年を超えた期間に行った場合	250点

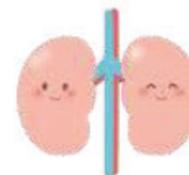
※ 情報通信機器を用いて行った場合は、それぞれ261点、218点

[算定要件] (抜粋)

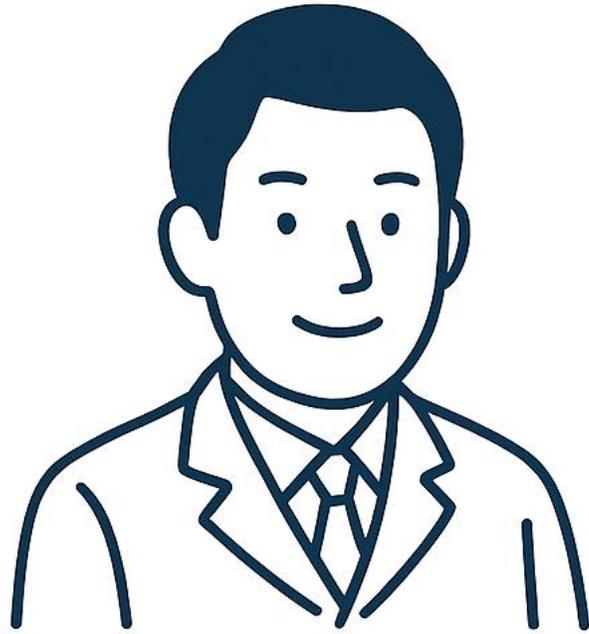
慢性腎臓病の患者（糖尿病患者又は現に透析療法を行っている患者を除く。）であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

[施設基準] (抜粋)

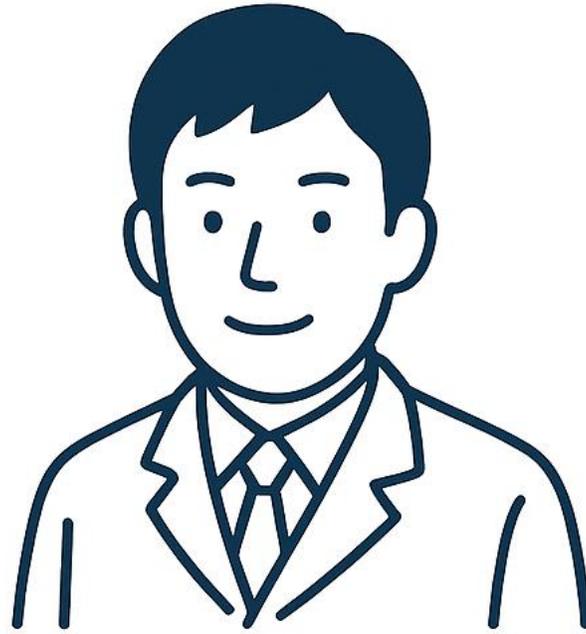
- (1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される慢性腎臓病透析予防診療チームが設置されていること。
 ア 慢性腎臓病指導の経験を有する専任の医師（5年以上の経験）
 イ 慢性腎臓病指導の経験を有する専任の看護師（3年以上の経験）又は保健師（2年以上の経験）
 ウ 慢性腎臓病指導の経験を有する専任の管理栄養士（3年以上の経験）
- (2) (1)のア、イ及びウに掲げる慢性腎臓病透析予防診療チームに所属する者のいずれかは、慢性腎臓病の予防指導に係る適切な研修を修了した者であることが望ましいこと。
- (3) (1)のア及びイに規定する医師、看護師又は保健師のうち、少なくとも1名以上は常勤であること。
- (4) (1)に規定する医師、看護師又は保健師及び管理栄養士のほか、薬剤師、理学療法士が配置されていることが望ましいこと。
- (5) 腎臓病教室を定期的実施すること等により、腎臓病について患者及びその家族に対して説明が行われていること。
- (6) 慢性腎臓病透析予防指導管理料を算定する場合は、様式を用いて、患者の人数、状態の変化等について、報告を行うこと。



かかりつけ医、協力医(連携医)、専門医



かかりつけ医



協力医
(連携医)



専門医

CKD協力医制度の設計と導入